

3 事務分担

■基本的な考え方

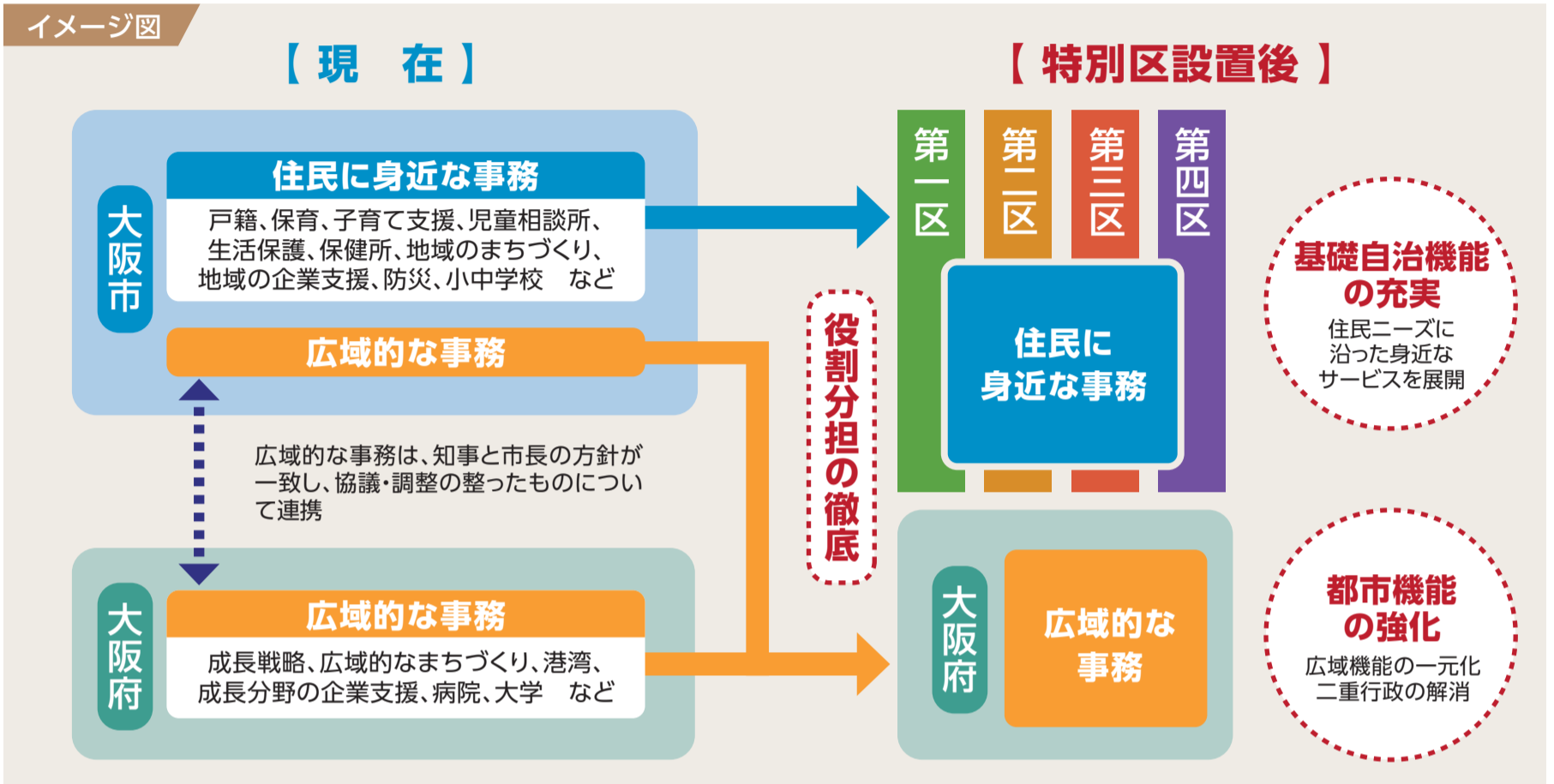
●大阪市と大阪府で現在行っている事務について、特別区と大阪府で役割分担を徹底し、次のとおり事務を行います。

特別区 基礎自治体として、中核市*並みの権限を基本に住民に身近な事務を行います。
→特別区が行う事務のうち、公平性や効率性、専門性の確保が特に必要な事務については、特別区が共同して行います。
*中核市は人口20万人以上の指定された市で、一般的な市が行う事務を超えた事務(例:保健所の設置)を行う

大阪府 特別区を包括する広域自治体として、大阪全体の成長、都市の発展、安全・安心に関わる事務などを行います。

- 事務の承継にあたっては、特別区と大阪府は、現在の住民サービスを低下させないよう、適正に事務を引き継ぎます。
- 大阪市が実施してきた特色ある住民サービスは、地域の状況や住民ニーズも踏まえながら、内容や水準を維持するように努めます。

イメージ図



4 財政調整

■基本的な考え方

- 現在の住民サービスを各特別区で適切に提供できる財源を確保し、各特別区間の税収格差を是正します。
- 大阪府には、大阪市から移管される事務に応じた財源を配分します。
- 住民が理解しやすい透明性の高い運用を行えるよう、特別区と大阪府に配分する財源は大阪府の特別会計で管理します。

イメージ図

